

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修について必要と認められる理由書

理由書作成日 令和3 年 5月 10日

記載者 氏名	アリカナ タケシタ ミキコ	資格名 保健師・介護支援専門員
事業者(法人)名称 所在地	社会福祉法人 広島県同胞援護財団	広島市確認欄 年月日
代表者職・氏名 事業所名称	理事長 久保徹 広島市亀山地域包括支援センター	
事業所所在地	〒730-0051 広島市中区大手町3丁目9番25号 電話番号 (082)246-3200	
被保険者 氏名	稻村 勢津子	被保険者 住所 広島市安佐北区亀山南5-35-23

被保険者 氏名	稻村 勢津子	被保険者 住所 広島市安佐北区亀山南5-35-23	現地確認日 令和3年5月7日
<総合的状況>			
利用者の身体状況			
<p>・悪性リンパ腫にて、抗ガン剤治療の副作用発現。 ・両下肢のしびれと浮腫・筋力低下により、物を支えにしての立ち上がり状態。歩行時のみ、廊下の壁にすがりながら歩く。 ・室内歩行時には、4点杖を利用している。 ・右上肢の肩の痛み、両手のしびれから握力低下にて把持に力が入らない。 ・転倒などにより、打撲時には容易に内出血痕・紫斑が出現しやすい状態である。</p>			

介護状況	<ul style="list-style-type: none"> 夫の介護にて自宅内で安静を保ちながら、疾病の回復を促す。 体の倦怠感があるため、休み休み動く。 歩行不安定で屋内外には4点杖を使用する。 現在不支援1の認定がある。介護保険サービスは、福祉用具のレンタルと購入をしている。 抗がん剤治療のため、6ヶ月の治療を入院にて行い、その間で自宅に退院し体力の回復を目指す。現在2ヶ月まで終了。
<住宅改修による生活をどう変えたいか>	

福祉用具の現状 の利用状況と 改修後の想定	<ul style="list-style-type: none"> 車いす付属品 改修前 改修後 特殊寝台付属品 改修前 改修後 床ずれ防止用具 改修前 改修後 体位交換器 改修前 改修後 手すり 改修前 改修後 スロープ 改修前 改修後 歩行器 改修前 改修後
専社介145-18.5 A4 再生55 5年保存	

1ページの「総合的状況」を踏まえて、1改善をしようとしている生活動作、2具体的な困難な状況、3改修目的・改修項目を具体的に記入する。

1 改善をしようとしている生活動作

- トイレまでの移動
- 便座への着座・重いす等からの移乗
- 衣服の着脱
- 排泄時の姿勢保持

その他()

- 浴室までの移動
- 衣服の着脱
- 浴室出入り(扉の開閉含む)
- 浴室内での移動
- 浴槽の出入り
- 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)
- 浴槽内での姿勢保持

その他()

- 浴室までの移動
- 衣服の着脱
- 浴室出入り(扉の開閉含む)
- 浴室内での移動
- 浴槽の出入り
- 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)

その他()

- 浴室までの移動
- 衣服の着脱
- 浴室出入り(扉の開閉含む)
- 浴室内での移動
- 浴槽の出入り
- 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)

その他()

- 浴室までの移動
- 衣服の着脱
- 浴室出入り(扉の開閉含む)
- 浴室内での移動
- 浴槽の出入り
- 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)

その他()

- 浴室までの移動
- 衣服の着脱
- 浴室出入り(扉の開閉含む)
- 浴室内での移動
- 浴槽の出入り
- 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)

その他()

- 浴室までの移動
- 衣服の着脱
- 浴室出入り(扉の開閉含む)
- 浴室内での移動
- 浴槽の出入り
- 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)

その他()

- 浴室までの移動
- 衣服の着脱
- 浴室出入り(扉の開閉含む)
- 浴室内での移動
- 浴槽の出入り
- 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)

その他()

- 浴室までの移動
- 衣服の着脱
- 浴室出入り(扉の開閉含む)
- 浴室内での移動
- 浴槽の出入り
- 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)

その他()

- 浴室までの移動
- 衣服の着脱
- 浴室出入り(扉の開閉含む)
- 浴室内での移動
- 浴槽の出入り
- 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)

その他()

- 浴室までの移動
- 衣服の着脱
- 浴室出入り(扉の開閉含む)
- 浴室内での移動
- 浴槽の出入り
- 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)

その他()

- 浴室までの移動
- 衣服の着脱
- 浴室出入り(扉の開閉含む)
- 浴室内での移動
- 浴槽の出入り
- 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)

その他()

- 浴室までの移動
- 衣服の着脱
- 浴室出入り(扉の開閉含む)
- 浴室内での移動
- 浴槽の出入り
- 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)

その他()

2 1の具体的な困難な状況を記入する

- 居室からトイレへの移動は壁づたいの小刻み歩行だが、歩行バランスが不安定で休み休み移動している。
- 便座に座る時と便座からの立ち上がりの際に、支持するところがないため不安定である。

・居室から浴室までの移動は「排泄」と同じ。

- ・上がりかまちに30cmの段差があり、介助がないと不安定で昇降できないので困っている。

・下肢に力が入りにくいため、夜間などトイレに立つ為ベットから立ちあがる際ぶらついて床で滑ることがある。

3 改修目的・期待効果をチェックしたうえで、改修のコメントを記入する

- ・居室からトイレまでの動線に連続してつかまるもの(手すり)が必要。

・トイレ内に、便座への移動と立ち座りを容易にするための手すりが必要。

- ・居室から浴室までの動線に連続してつかまれるもの(手すり)が必要。

・上がりかまちに敷台設置により、下駄箱につかりながら、上がりかまちの昇降を一人で安定して行えるようになります。

- ・上がりかまちの昇降を一人で安定して行えるようになります。

・日中ほとんどどの時間を使って寝室での移動で、滑ることによる転倒の不安全なく歩行できるようになります。

- ・上がりかまちの昇降を一人で安定して行えるようになります。

・上がりかまちの昇降を一人で安定して行えるようになります。

- ・上がりかまちの昇降を一人で安定して行えるようになります。

・上がりかまちの昇降を一人で安定して行えるようになります。

- ・上がりかまちの昇降を一人で安定して行えるようになります。

・上がりかまちの昇降を一人で安定して行えるようになります。

- ・上がりかまちの昇降を一人で安定して行えるようになります。

・上がりかまちの昇降を一人で安定して行えるようになります。

- ・上がりかまちの昇降を一人で安定して行えるようになります。

4 改修項目(改修箇所)

- 手すりの設置
- 廊下2か所、トイレ内2か所
- 引き戸等への扉の取替え
- 便器の取替え
- 段差の解消
- 玄関上がりかまち
- 滑り防止等のための床材の変更
- 寝室床
- その他

本理由書の記載内容について、理由書記載者と連絡調整しました。確認年月日 令和3年 5月 7日

介護支援専門員または
介護予防支援事業所の担当職員 竹下 美樹子

(印)
竹下